

「下関市過疎地域持続的発展計画（第1次変更）」（案）に対するパブリックコメントの実施結果

1. 実施期間

令和4年6月21日（火）から7月20日（水）まで

2. 意見応募状況

意見応募者 7人

意見件数 60件

※意見の内容が実施対象の内容に合致しない意見は結果から除外しております。

3. 意見の要旨と市の考え方等

番号	項目	意見の要旨	市の考え方又は対応
1	1 基本的な事項	圏域の主要道路に関する記述、海上交通の部分は、本計画とは何の関連もない。山陰自動車道の整備は、一層の過疎化につながる可能性もある。	この度の改正につきましては、豊浦地域を追加するものですので、全体に関する記載は原案のままとします。山陰自動車道の整備につきましては、地域産業の活性化、観光振興の強化、農林水産品の流通の効率化、地域住民の安全・安心確保など多くのストック効果が期待できることから、地域の持続的発展という観点からも重要な役割を担っていると考えています。
2	1 基本的な事項	「ア自然的条件」として6行目までとし、次に、イ歴史的条件として、7行目から14行目までとする。15行目以下の文章(3ページ下から4行目まで)は、社会的、経済的条件としては後段で繰り返し述べられているので、カットしても良いように思う。	この度の改正につきましては、豊浦地域を追加するものですので、全体に関する記載は原案のままとします。
3	1 基本的な事項	4ページ10行目から6ページの下から12行目までは後段の適当なページで記述する。	
4	1 基本的な事項	過疎の状況の記述は、4ページ9行目までとし、以降は(2)人口及び産業の推移と動向に移り、人口減少の状況を詳述すべきだと思う。8ページから15ページまでのデータだけでは不十分だとは思いますが、この表から何を読み取れるのか、全く記述がありません。	この度の改正につきましては、豊浦地域を追加するものですので、全体に関する記載は原案のままとします。「人口の推移と今後の見通し」の記述につきましては、ご意見を踏まえ修正します。

5	1 基本的な事項	豊浦町に関して敢えて言えば、平成後半から、0~14歳、15~29歳の区分の減少率が大きいといえます。一つはこのことをもって、2移住・定住・地位間交流の促進、人材育成の項で、その対策、事業計画について内容のある記述が出来るのではと思います。さらに、同時に自然動態、社会動態の現状を示すことで、同様に、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を語る際には最重要のデータになると思いますが。	ご指摘のとおり、人口転出超過が著しい15~29歳において、豊浦地域もH22 2,127人、H27 1,707人、R2 1,381人と減少傾向にあります。豊浦地域の人口 H28~R2の5年間の人口動態調査で見ますと、単年平均で人口減少が294人、要因としては自然減少が221人（出生66人、死亡287人）、社会減少は73人（市外62人（転入251人、転出313人）、市内間11人（転入218人、転出229人））となっております。このことから、転入の促進、転出の抑制が必要です。特に若い世代や若年女性の定住を促進させる必要があります。
6	1 基本的な事項	農林水産従事者の後継者不足について対策の具体例を。 具体策として、農業は耕作放棄・田・畑の営農会社を作り輸入割合の高い小麦や大豆等を作り国産としてブランド化をはかる。漁業は、はじめて漁業につく人への応援施策（漁具に対する補助金・研修等）を導入し水産大学校学生にPRする。	農林水産業従事者の後継者確保対策は、本市の農林水産業振興の最重要課題の一つであり、農業においては、経営の大規模化を推進する中で、法人の設立についても支援しているところです。 漁業においては、新規漁業就業者定着支援事業等により、研修から就業・定着までの一貫した支援体制を整備し、新規漁業就業者の確保や定着促進に向けて取り組んでおります。加えて、山口県漁業就業者確保育成センターと協力し、地元の水産大学校をはじめ、全国に向けた漁業者の募集を行っております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
7	1 基本的な事項	未来型の地域産業を創造する企業誘致を行うことについて、具体例が欲しい。	時代に即した企業誘致の必要性を記載しており、敢えて限定的に記載せず、具体例はあげておりません。
8	1 基本的な事項	若者の定住対策移住促進について、何があるか具体例が欲しい。	過疎地域や離島など地域を条件とした主な施策としては、新規転入者への定住奨励金の支給、第3子以降の子の出産に対し出産祝い金の支給、地域おこし協力隊事業に取り組んでおります。市全域の主なものとしましては、移住総合窓口を設置、婚活サポート事業（認定事業者へ補助）、移住支援事業（移住支援金の支給）、若者の地元就職支援事業、奨学金返還支援事業、jobフェア（地元企業体験イベント等）などに取り組んでおります。ご意見を踏まえて、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の項目に追記します。

9	1 基本的な事項	<p>財政力指数は今回の指定の要件にはなっていないが、財政力指数について記述するのならその定義(計算式)を示しておいてもらいたい。</p>	<p>財政力指数とは、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除した得た数値の過去3ヵ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。該当の頁に注釈を追記します。</p>
10	1 基本的な事項	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の第2条における、どの定義で過疎に該当しているのか明記してほしい。また、目標もそれに対して過疎を改善しているか解るものである必要がある。過疎地域の各人口のみを目標値としていては、過疎を改善しているのかどうか各施策効果を測定することはできない。これは高齢者のみが増えている可能性もあるためです。主には、転出者の抑制、転入者の増加、出生率の増加であり、その3点においてKPIを設定すべきと考えます。</p> <p>そうした場合、事項(6)においてもより具体的な評価と対策が可能と考えます。このままでは、評価のしようもなく、施策へのフィードバックも難しい。</p>	<p>一部過疎については、旧市町村単位で人口要件を満たし、かつ現在の市町村の財政力指数が0.64以下であることが要件となっています。なお、豊浦地域については、「25年間(平成7年～令和2年国調)で人口減少率が23%以上」の要件に該当しています。このことにつきましては、ご意見を踏まえて、計画策定の趣旨等について追記します。</p> <p>人口に関する目標を達成するためには、人口減少に歯止めをかける取り組みが必要となります。人口の社会移動は人口増減に直接的な影響を与えるため、転出者数を抑制し、転入者数を増加させることが重要です。また、自然減少に歯止めをかけるためには、特に若い世代の市内定着を図る必要があります。このことから、転出者数の抑制、転入者数の増加、出生率を施策の方向性、戦略として位置づけ、目指すべき目標値は全体の人口と捉えております。なお、目標値につきましては、各地域ともに修正します。</p>
11	1 基本的な事項	<p>策定の趣旨、策定に至った経緯が明確に書かれていない。このことが、この計画策定により地域を持続的に発展させるために、まず何をしなければならぬかが明確に理解できるように書かれていないことの要因であるように思います。計画の組み立ては、「法律」「県の発展方針」を基本にしながらも、下関市の「計画」の独自性を出しても良いのではないですか。策定の趣旨については、例えば、特別措置法の前文を参考に、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化等が喫緊の課題となっている。一方で、過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった過疎地域の課題の解決に向けた動きを加速させ、持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためにこの計画を策定する。など。最初にこの「計画」文書は何について述べるのが、明確に分かるような記述が必要ではないかと思えます。</p>	

12	1 基本的な事項	地域の持続的発展の基本方針の文章が平坦でメリハリがない。基本方針は箇条書きで明確に示す。	豊田地域では、地域活性化の中心拠点施設である道の駅の整備、全国各地から集客できるイベントであるホテル舟の整備、公共交通不便地域における住民の日常生活を支える交通手段である生活バスの整備等、まちづくりの展開を図る事業や住民生活を支える生活環境の整備事業などを進めてきました。 豊北地域では、交流人口の増加及び地域活性化に大きく貢献している道の駅の建設・整備や角島大橋線の整備、阿川駅周辺環境整備、携帯電話等エリア整備等、まちづくりの展開を図る事業や住民生活を支える生活環境の整備事業などを進めてきました。以上を踏まえて、「地域の持続的発展の基本方針」を修正します。
13	1 基本的な事項	具体的な成果を例示する。	
14	その他	豊浦町での説明会において、今までの対策が効果があったとは断定できないと言われたと記憶する。過疎対策の事業がどのような効果をもたらした、と具体的に書くべきではないのではないかと。	
15	1 基本的な事項	目標数値が令和7年度推計人口よりも少ないのはなぜですか。令和7年度まで持続的発展のための様々な施策を行い、地域事業者をはじめ、様々な立場の地域の方が意識的に活動してきた結果の目標が、推計人口よりも少ないというのは理解ができない。	ご指摘のとおり各地域ともに目標値を修正します。
16	1 基本的な事項	地域間の交流連携や移住定住の促進について、その方法の具体例。	各地域において特色ある資源を活用して、多彩な交流イベントや体験活動等を開催するなど、交流人口の拡大を目指した取組や地域との結びつきを強化する取組を進めています。また、SNS等を活用して地域の魅力を発信することで、地域や地域住民との多様な関わりを持つ「関係人口」の創出に取り組んでいます。 特色ある地域資源の魅力を官民が連携して情報発信していくことで、地域と関わりたい人とのつながりをつくり、将来的な移住・定住につながるよう取り組んでいきます。以上のことを踏まえ、「移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成」の項目に追記します。
17	1 基本的な事項	令和2年度までの計画における、豊田及び豊北に関する計画の達成度の定量評価及び定性評価を示していただきたい。	令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく当計画の策定から、目標設定が追加されたため、令和2年度までは目標値を設定しておりません。なお、今後は達成状況等につきましては、ホームページ等で掲載させていただきます。

18	1 基本的な事項	(案)になるまでの過程をお教えてください。特に、農業、漁業、観光業等の事が記述されていますが、それぞれの分野の方々にどの程度意見聴取をしたのですか？	(案)の作成につきましては、関係部署が現状把握している状況及び数値等のデータを基に作成しております。この度の計画の第1次変更案の作成につきましては、豊浦地域が新たに過疎地域に指定されたことから、パブリックコメントの開催前とパブリックコメント実施中に、説明会で豊浦地域がなぜ過疎指定されたのか、過疎計画とは何か、変更案の中の各事業について2回の説明会で説明したところですが、その中で様々なご意見を頂きました。また、この度のパブリックコメントにおいても多くのご意見を頂いたところです。今後の新規施策の展開については、随時、当計画に盛り込み、ブラッシュアップを図ってまいります。
19	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	問題点と対策がマッチしていない。問題点においては、新たな対策が必要としているが、既存の地域おこし協力隊の定住者数を増やすことを目標としている。そもそも、問題点の深堀が不足している。なぜ”地域おこし協力隊の積極的な募集を行うほか、本市への移住者の住宅購入費の財政的支援（補助金）に取り組んでいる”こういった取り組みを行っているにも関わらず、移住者、定住者等が増えていないのを分析すべき。	ご指摘のとおり、「現況と問題点」「その対策」を具体的に記載するとともに、目標指標についても1項目追加します。
20	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	この項がわずか1ページで終わっているのは、この(案)の作成に関わった方々の熱意の程を示しているとも言える。「新たな施策等の検討」が正に、この計画に必要なのではないですか。全く、他人事のような文章だとは思いませんか。	

2 移住・定住・地域
間交流の促進、人材
育成

この項は、過疎地域脱却のための直接的な施策を語るべき項であるように思うが。そこで、過疎の状況に関して、p13、14の表や人口動態を詳細に検討し、そこから施策を導き出し、行政が主導して、関与すべき地域の事業者、ボランティア活動をしている団体、個人の意識付け・自覚を促すことで、定住・移住・地域間交流を促進し、さらに人材育成を目指したい。例えば、思いつきを挙げれば、p13,14の表からは、「0~14歳人口及び15~29歳人口の減少が著しい」。子ども及び世帯を持つ若者世代の減少はこの地域の将来が大変暗いことを示している。そこで、子どもが成長して地域に定住できるようにするためには、中学校でキャリア教育をする。また、成人になった若者に、豊浦地域で行っている各種事業を紹介し、求人状況及び待遇を含めて情報提供を継続的にすること。世帯を持つ若者には、「出産祝い金」「定住奨励金」の利用を促す。さらに、求人情報等に接しやすくする。移住してきた方々が、気持良く相談できる窓口をつくり、各種情報を収集・整理しておく。この窓口は十分機能していないようなので、これを契機に、窓口の機能を充実・明確にすること。このことは予算は必要なく、市民生活課の事務分掌を再度見直し、働き方を市民目線に向けるよう組織内で確認すればよいように思う。ついでに、働き方の自己検証を行うことで、持続的発展に繋がるようなことは多くあるのでは？ 日常のデスクワークに加えて、庁舎の外に出て、地域の状況を不断に目にし、多くの方々とコミュニケーションを図ることを心掛けることで持続的発展に繋がることは多くある。これらを、ソフトの事業計画として列挙すれば新しい計画として認知されるようになるのでは。

現在、大丸下関店内に移住総合窓口（住まいる★下関）を設置し、就労や住まい、地域の利便性などの相談にワンストップで対応し、移住希望者の目的やライフスタイルに合わせたサポートを行っています。今後も移住希望者の多様なニーズに応えるため、相談窓口のサポート体制を充実させていくとともに、リモートによる相談及び支援体制も整備していることから、豊浦総合支所等との連携強化を図ってまいります。ご意見を踏まえ、「移住・定住・地域間の交流促進、人材育成」の項目を修正します。

22	<p>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</p>	<p>人口動態の分析→社会的増減の特徴</p> <p>令2の人口動態の社会増減では、市外からの転入241人に対して、市外への転出は297人で転出減である。また、市内間転居入は229人に対して市内間転居出は219人であり市内間転居増である。転入の計は470人、転出の計は516人である。これだけの人の動きがあるという事は、まず、転入届の手続きに市民生活課を訪れる。この時、対応する職員が親身になってサポートできるかが豊浦の地域の印象を決定づける。住まい、仕事、買物、子どもの教育、子どもの遊び場等々、問いかけに答えるだけの情報を持っておく必要がある。その窓口の職員がキーマンである。働き方を見直すことをお勧めする。→これも新しい事業になりうる→事業計画に記載。</p> <p>アパート、戸建て空き家の需要、活用が重要であるという事になる。必要な施策(奨励金はもちろん、空き家バンクを含め、もっと空き家を活用する方法を考えたい。また、豊浦の住みやすさ、自然の景観等をSNSを使って発信する、地域の取り組みも考え、転入増を目指したい。行政が呼びかけ、豊浦の良さをアピールする方法を広く協議する場を設定し、実行に移すことができれば、これも新しい事業になる。予算は必要ない)。社会人予備軍へキャリア教育、地域の産業&働く場の状況の周知 若者の定着→働く場の紹介、居住の確保、コミュニケーションの場の設定 子育て世代→幼保教育環境、遊びの場の確保、出産支援、住居支援等 このような事柄を施策として明示し、発信し、行政だけではなく、地域全体が自覚的に行動できるよう、仕組みを提示する必要がある。従って、人口定住促進対策事業(奨励金、祝金)・地域おこし協力隊事業の2つだけというのはあまりにも恥ずかしい。この項こそが、行政、事業者、地域住民が一体となって、過疎の状況を改善するための最重要な項であるのでは?行政の予算を執行する事業に限定せず、地域を巻き込んだ事業・活動を新たに興すことも重要なことである。皆さんの施策への発想を変えた方が良いように思う。</p>	<p>現在、取り組んでおります豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生プロジェクトにおいて、豊浦町と川棚温泉エリアにかつての賑わいを取り戻すため、川棚温泉エリアを中心に様々な事業を展開して、その波及効果を豊浦全体にもたらすこととしております。計画案21ページの「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」での記載とはなりません、22ページの「3 産業の振興」の中の事業として整理しているところです。本事業では、豊浦地域の観光・くらし等の情報を発信するポータルサイトの制作事業などを検討しており、第1ステップとして交流人口の拡大、第2ステップとして関係人口の拡大、第3ステップとして定住人口の拡大を図るものがございます。事業の推進につきしてご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
----	------------------------------	--	--

23	3 産業の振興	<p>本章においては、問題点の記載がバックグラウンド中心で記載が長くなっている。ダイレクトに問題点を記載してほしい。分析自体は浅いと感じます。そのためか、定量的な目標値も道の駅来場者数等のものに限られ、目的へのアプローチが弱いのだと感じます。この章は、なぜ過疎となっているのか、どうすれば定住者、転入者が増えるのかという直接的なアプローチが可能な部分と感じますので、より深い分析が必要だと考えます。各産業における全国的な傾向や、過疎地域のみ傾向、その中で過疎を改善できている地域の傾向、そういった定量的な数値を相対比較したときに、どの産業でどう問題なのかを明らかにしては、どうでしょうか。対策についても、現代の世相を反映した（テレワーク、リモートワーク、ワーケーション、国内・海外企業誘致など）より広い視野で検討が必要と考えます。半導体大手のTSMC社が熊本に工場を設置することを計画しているように、田んぼが減少した分の水資源活用など検討してはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後の施策の展開につきましては、他の過疎地域の状況を参考にしつつ、研究してまいります。なお、テレワーク・ワーケーションの推進につきましては、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の項目に追記します。</p>
24	3 産業の振興	<p>豊田の農業の記述に比べ、豊北、豊浦地域の記述が極端に少ない。農協や農家ときちんと問題点などを話し合った結果がこれなのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、記述の量に違いはありますが、この事業区分の中で農業に関して取り組む事業内容の数は各地域ともほぼ同じであり、記述についてはできるだけ簡潔にまとめることとしたものです。</p>
25	3 産業の振興	<p>減農薬栽培などに取り組みたいと、移住を望まれる方の話もよく聞かすが、市はどのようなサポートをしているのかをきちんと書いてほしいし、具体策として盛り込むべきでは。</p>	<p>新たに農業を始めたい方の中には、減農薬栽培に取り組みたい方がおられます。一方で減農薬栽培では病害虫の発生リスクと回避するための高度な知識や技術が必要となります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

26	3 産業の振興	23ページ、3～7行目。「確保、育成する必要があります。」「目指す必要があります。」この表現は誰に向かって必要を訴えているのですか。行政か。農業関係者か。仮に、農業関係者なら、事前に議論した結果、このような表現になったのですか?専業農家の育成をはじめ、集落単位による営農組織の設立を促進し→どのように具体化に向けて活動しているのか。また、自立できるような営農を→農協の皆さんと具体的に議論しているのか?行政なら、自らの役割を再確認しているのか。	就農希望者の要望に応じて指導農家とのマッチングを行い、就農希望者と指導農家に対し、農業就業体験に必要な経費の支援や、地域農業の核となる営農組織を対象として、農作業の効率化等に必要な共同利用を目的とした農業用機械・施設等の導入支援など、地域農業の担い手の確保・育成を図る事業に取り組んでおります。
27	3 産業の振興	資源管理や種苗放流による積極的な水産資源の増大→具体的に実施しているのですか。その成果は。	下関市の水産資源の増大のため、様々な種苗を市内の漁業者が沿岸域に放流しておりますが、本市ではその放流方法の指導や放流事業に対する支援を行うとともに、下関市栽培漁業センターにおいてアワビ等の種苗を育成し、漁業者へ提供しております。これらの成果については、漁獲の動向の確認など地道な調査を行っております。今後も水産資源の増大に取り組んでまいります。
28	3 産業の振興	水産業は、令和2年433人であり63人減となっている。新しく漁業を始める人の支援策を考える。水産大学校学生へのPR。	本市では、新規漁業就業者定着支援事業等により、研修から就業・定着までの一貫した支援体制を整備し、新規漁業就業者の確保や定着促進に向けて取り組んでおります。加えて、山口県漁業就業者確保育成センターと協力し、地元の水産大学校をはじめ、全国に向けた漁業者の募集を行っております。
29	3 産業の振興	豊かな自然環境の中で仕事ができることを売りにすれば、過疎対策になるのではないかと。ここが一番力を入れて具体的に書いてほしい。	過疎地域においてもワーケーション受入環境の整備を進めており、令和3年度は豊浦地域2施設の整備を実施しております。テレワーク・ワーケーションの推進については、ご意見を踏まえ、「移住・定住・地域間の交流促進、人材育成」の項目を修正します。

30	3 産業の振興	<p>豊浦町の観光については、現状のくすの森を入れることが良いのか。蒙古襲来に係る伝説、川棚吉永の荘園跡地、大内滅亡に関連する伝説、鬼が城伝説、隈研吾氏設計の厚母の大仏殿など、より多くの資源があるのに。結局今まで取り上げられた偏ったところしか見ていない。本当にきちんと調べて書いたのかがはなはだ疑問。</p>	<p>川棚のクスの森につきましては、推定樹齢1,000年を超える、国指定の文化財でもあり、多くのメディアも取りあげられ、豊浦町を代表する観光資源と考えております。ご意見にあるとおり、豊浦町には多くの歴史的価値のある文化資源がございます。現在進めている豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生プロジェクトでは、豊浦地域の観光・くらし等の情報を発信するポータルサイトの制作事業を検討しており、こうした魅力ある文化資源の情報発信にも努めてまいります。</p>
31	3 産業の振興	<p>豊浦に関して、産業の振興の項に相応しい、目標指標は立てられないのでしょうか。或いは、このことも各分野の方々とコミュニケーションがなのまま策定しているからなのでしょう。</p>	<p>豊田・豊北につきましては目標指標を観光関連産業に関する、道の駅の来場者数としております。豊浦には道の駅がございませんので、観光関連産業に関しての指標として、いただいたご意見を踏まえ、川棚温泉エリア観光客・宿泊客数に変更します。</p>
32	3 産業の振興	<p>他の地域でも当然行っていることを、過疎債を用いて行っているだけでは（ワクチン接種代助成とか）過疎対策につながるものがない。</p>	<p>豊浦地域の新たな事業として、豊浦地域と川棚温泉エリアにかつての賑わいを取り戻すため、令和2年度以降豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生計画プロジェクト会議で検討を重ね、今後、川棚温泉エリアを中心に様々な事業を展開してその波及効果を豊浦地域全体にもたらすことで地域を活性化させ、まちの賑わいを創出していくこととしております。また、今後の新規施策については、随時、当計画に盛り込み、ブラッシュアップを図ってまいります。</p>

33	3 産業の振興	<p>産業の振興を大きく、基盤整備、漁港整備、観光又はレクリエーション、過疎地域持続的発展特別事業、その他と5つに区分けされていますが、この区分けの趣旨を説明してください。ソフト事業だと言われた過疎地域持続的発展特別事業という名称から推測されることは、この発展計画を作成するに当たって、特に立案した施策のように思ったのですが、それが全く勘違いのようだと分かるのは管理運営事業が羅列されていることから分かりますが。敢えて、各種管理運営事業を発展特別事業に区分けしなければならない理由は何ですか?加えて、発展特別事業として、新たな事業を興すための検討・協議を行ったのですか。行ったとすれば、その検討・協議はどのようなレベルですか。それに関係する事業者・団体から意見の聴取を行ったのですか。もし、検討・協議を行わなかったとすれば、なぜですか。理由等の説明をお願いします。</p>	<p>この度の計画の第1次変更案の作成につきましては、豊浦地域が新たに過疎地域に指定されたことから、パブリックコメントの実施前とパブリックコメント実施中に、説明会で豊浦地域がなぜ過疎指定されたのか、過疎計画とは何か、変更案の中の各事業について2回の説明会で説明したところですが、その中で様々なご意見を頂きました。また、この度のパブリックコメントにおいても多くのご意見を頂いたところです。こうしたご意見も参考に進めてまいりますので、今後ともご理解ご協力の程よろしくお願いたします。</p> <p>なお、令和4年度予算編成時において豊浦地域が過疎指定を受けることは想定していなかったため、この特別事業において、現行の施設の環境改善を図り、サービスの向上を目的とする管理運営が主となっております。そのような中で、新規まちづくり構想である「豊浦地域[川棚温泉エリア]再生ビジョン」を現在策定しており、これら新規施策について計画に盛り込んでおります。今後についても新規施策の構築後、随時計画に反映し、国庫補助金のかさ上げや過疎対策事業債（特別事業分含む）といった有利な財源並びに税制優遇制度を積極的に活用できるよう事業計画のブラッシュアップを図ってまいります。</p> <p>区分けにつきましては、国の作成要領に基づき作成しております。</p>
34	その他	<p>特別事業分と一般財源分の区分の考え方は。特別事業が全般的に、管理業務、運営業務、整備事業、交付金事業等のようにルーティンワーク的な事業であり、過疎地域指定を受けたことで新たに事業を興すということが無いのはなぜですか。</p> <p>国の過疎対策の支援措置として、直接的に活用できそうな項目として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮措置 市町村からの提案があったときの規制の見直し ・過疎対策事業債 ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債を継続 ・国庫補助率のかさ上げ 公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続があるようです。国の支援措置を活用した新たな過疎対策事業が考えられないのでしょうか。 	<p>この度の計画の第1次変更案の作成につきましては、豊浦地域が新たに過疎地域に指定されたことから、パブリックコメントの実施前とパブリックコメント実施中に、説明会で豊浦地域がなぜ過疎指定されたのか、過疎計画とは何か、変更案の中の各事業について2回の説明会で説明したところですが、その中で様々なご意見を頂きました。また、この度のパブリックコメントにおいても多くのご意見を頂いたところです。こうしたご意見も参考に進めてまいりますので、今後ともご理解ご協力の程よろしくお願いたします。</p> <p>なお、令和4年度予算編成時において豊浦地域が過疎指定を受けることは想定していなかったため、この特別事業において、現行の施設の環境改善を図り、サービスの向上を目的とする管理運営が主となっております。そのような中で、新規まちづくり構想である「豊浦地域[川棚温泉エリア]再生ビジョン」を現在策定しており、これら新規施策について計画に盛り込んでおります。今後についても新規施策の構築後、随時計画に反映し、国庫補助金のかさ上げや過疎対策事業債（特別事業分含む）といった有利な財源並びに税制優遇制度を積極的に活用できるよう事業計画のブラッシュアップを図ってまいります。</p> <p>区分けにつきましては、国の作成要領に基づき作成しております。</p>

35	その他	<p>行政の計画は、計画に関わる分野の市民と意欲のある方に集まっていた とき、行政が計画作成の進行役を担い、(案)が出来上がり、これを広く市民 に公表し、意見を募集し、それを反映しながら計画の成案をつくり、議会 に提案し、承認を得ることで、正式な計画になるという過程があるように 思います。この前段の過程を省略したことが、各分野の事業を記載した事 業計画に現れているように思います。全ての事業に新味がありません。こ れらの事業を昨日と同じように今日も遂行することで持続的発展を図り、 過疎の現実を卒業できるのでしょうか。行政の皆さんのご意見をいただき たく思います。</p>	番号33・34回答と同様
36	その他	<p>豊浦町の事業計画のどれが、過疎対策になるのか。市が他の地域でも行っ ていることを、過疎債で肩代わりしているだけで、何ら移住者を増やす解 決策にならない。</p>	

37	4 地域における情報化	<p>この章においては、転入者数という点において重要なファクターです。100%テレワーク可能な大企業が増える中で、生産者層の転入者をいかに取り込めるかに大きく影響しています。目標値について”光ファイバーケーブルによるインターネットサービス提供地区（町名別）の割合”が必ずしも100%となれば魅力的かというところでもないと感じます。情報化社会においては、そういったところから切り離された地域というのも大事であると考えます（これは産業の章とかかわりが深いですが）。これは前段と相反すると思われませんが、こういった地域でテレワークを主体として暮らそうといった人の多くは、LifeWorkbaranceを大事に、より都会と違った環境を求めているはずで、そこで大事なのは、選択と集中で、ワークスペースや会議のできるブース等、ネットワークも備えた環境を整える一方で、オフの部分でサイバー空間から切り離された地域も必要です。少し長くなってしまいましたが、ここでの目標値には、コワーキングスペース数にしてはどうかと思います。以下は個人的な体験談になりますが、2022年3月に豊浦地域に転居してきました際に、インターネットの設置工事を依頼してから、実施してもらうまでに3か月程度時間を要しました。これでは、テレワークを主体としている人が、こういった地域で生活するのは難しくなります。インターネットの提供会社の問題かもしれませんが、インフラという意味では、行政のサポートも必要なのではと感じました。転入者などが、スムーズにテレワーク等を行えるように、アパート・マンションなどの無線LAN設置補助や、戸建て住宅への設置工事を転居日から1週間以内の施工も目標として設定してほしいです。</p>	<p>情報・通信の整備につきましては、地域の情報格差を是正するとともに、地域住民の生活向上を図るため、着実に整備を進めてまいりました。令和4年度においても、未整備の条件不利地域に対して整備を行い、整備エリアの拡大を図ってまいります。また、本市の豊かな自然、文化等を生かしたワーケーションを推進するため、市内の宿泊施設において、ワーケーション受入環境の整備をする事業に取り組んでいます。</p>
----	-------------	--	--

38	4 地域における情報化	豊田、豊北町がいまだに通信基盤に格差があることがおかしいのでは。下関市になって何年たつのか。	過疎地域における情報通信基盤の格差是正を図るため、このたび国及び市が電気通信事業者へ事業費の支援を行ったところですが、これにより令和3年度末には豊浦町及び豊北町のほぼ全域、豊田町の広範囲において光インターネットサービスを利用することが可能となりました。また、豊田町の未整備エリアにつきましても、現在整備が進められているところです。ご意見を踏まえ、文章の修正を行います。
39	4 地域における情報化	豊浦地区では、大部分で光回線が導入されることとなりました。残りの地区はどこですか。さらに実現の見通しと、そのための対応は。	
40	4 地域における情報化	事業計画に【豊浦地域】の記載がないのはなぜですか。	豊浦地域における電気通信施設等情報化のための施設整備については、令和3年度に整備が完了しているため、令和4年度以降の記載はございません。
41	5 交通施設の整備、交通手段の確保	「～安心・安全な道路整備が望まれています。」「～抜本的な対策としての道路整備が望まれています。」なぜ他人事のような表現なのですか。	ご指摘のとおり修正します。「望まれています」⇒「必要です」
42	5 交通施設の整備、交通手段の確保	現状、NPO法人による福祉バスが豊浦地域全体をカバーして走っているが、これに対する支援は。市生活バスを豊浦地区に走らせ、それを目標指標に入れることはできないのですか。	豊浦地区でNPO法人が行っている福祉バスについては、病院の送迎等のために無償で独自に行っているものと聞いておりますので、路線バスなどの有償の公共交通の枠組みとは異なるものであり、支援は行っておりません。豊浦地区への市生活バスの導入については、本市の公共交通に関する貴重なご意見としてご参考にさせていただきます。
43	6 生活環境の整備	現在多くある空き家を移住・定住に提供できるようにする。空き家のデータベース化。内装改築の補助等	空き家のデータベース化につきましては、本市の空き家対策に関する施策を講じるために必要と考えており、現在、構築を進めております。併せて、空き家の所有者に対して、本市が実施している「空き家バンク」制度のご案内を行うことで、空き家の利活用の促進にも取り組んでおります。また、空き家の改修補助につきましては、既にバリアフリー化や省エネルギー化につながる改修に対しての補助を実施しております。頂いたご意見につきましては、制度見直しなどの際に参考にさせていただきます。

44	6 生活環境の整備	海岸漂着物等地域対策推進事業について、小串地区や室津地区では定期的に海浜清掃を行っているが、この事業は、小串・室津の海浜清掃ボランティア活動にどのような支援を行っているのですか。	海浜清掃の実施主体である漁協に対してゴミ袋や軍手等の資材を提供しております。
45	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	51ページ3行目、「充実を図ります」とはどのような。 51ページ4行目、「整備に努めます」とはどのような整備をするのですか。 51ページ7行目、「地域づくり活動、ボランティア活動を支援します」とは具体的な支援はどのようなものですか。	市全域の事業としまして、放課後児童クラブを利用する児童数の増加に対応するための施設整備、私立保育所等施設の整備に対する補助金、会員登録による育児の援助活動を行うファミリーサポートセンターなどに取り組んでおります。また、生涯現役で活躍し続けるアクティブなシニアの方を応援する就業機会創出事業、ボランティア活動をはじめとする各種活動を行う老人クラブに対する支援（補助金）を行っています。
46	8 医療の確保	豊浦地域の事業計画は無いのですか。	豊浦地域につきましては、公立病院がないことから市が実施主体の事業はございませんが、市全域の医療体制を構築しており、夜間の診療について目標指標としております。
47	9 教育の振興	スクールバス購入事業。小串、宇賀、川棚小学校の統合に関しては、スクールバスが必要。	現在、2台のスクールバスを運行しております。学校統合が決定した際には、再編が必要になります。
48	9 教育の振興	「コミスポ夢が丘」に関する記述は、運営に関わっている者からの聴取ですか。このような市民活動に関する記述をするのなら、さらに多くの団体についても記述した方が良いのでは。豊浦地域の市民活動の、多彩で、活発な様子、課題を記載することは持続的発展のためにも重要だと思います。	ご意見を踏まえ、スポーツ振興における団体の記述を追記します。

49	12 再生可能エネルギーの利用の推進	<p>現況と問題点で、太陽光発電、陸上風力を中心に利用が進められているとし、さらに、今後として、自然環境を生かし、太陽光発電や風力発電、木質バイオマス等、潜在的に存在する再生可能エネルギーの積極的な利活用を図る必要を述べている。</p> <p>この述べ方は、昨年末に漁協をはじめ関係者、さらに各地域の住民を対象とした「豊浦沖洋上風力発電事業計画」に関する説明会の開催という動きを意識しながら、慎重に配慮した文章のようにも感じます。そこで、質問です。行政の皆さんは、昨年末の地域住民を対象とした4カ所での説明会にご存知ですか。この持続的発展計画の立案に関わっている方の中で、説明会に参加した方はおられますか。12の項を検討・作成するに当たって、「豊浦沖洋上風力発電事業計画」は、一応、検討・議論の俎上に上がりましたか。</p> <p>ご存知のように、大規模な洋上風力発電は、平成30年に制定された、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律」により、まず、計画の海域を「促進区域」として経産大臣及び国交大臣による指定を受ける所からスタートする。この指定を受けるためには、地元自治体、及び県の役割が大変大きい。従って、今後、行政としての下関市当局に「計画」事業者が説明に訪れると思われるが、その時を契機に、本格的に「豊浦沖洋上風力発電事業計画」への対応を迫られると思われる。ちなみに、「豊浦町観光協会」のホームページでは、風の谷日本有数の風力発電ゾーンとして、宇賀周辺の風力発電をビューポイントとしてアピールしている。その対策として、公共施設に導入を促進し、市民へ普及啓発を行いますとしているが、事業計画は記載がありませんが、いくら検討・協議をしたのですか。検討・協議したのならばなぜ計画として記載がないのですか。</p>	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインの中で、促進区域指定の基準の一つとして、「発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」とあり、関係漁業団体を含む協議会において、発電事業実施による漁業への支障の有無を確認し、漁業に支障があると見込まれる場合は、促進区域の指定を行わないとしています。まずは、発電事業者が事業の計画段階から地域住民や関係者に対し十分に説明等を行い、理解を得て、発電事業を進めるべきだと考えています。</p>
50	15 S D G s の推進	<p>SDGsの最近よく見る表が付けられていますが、それに1行だけ、計画におけるSDGsの推進と書かれていますが、敢えてこの表を計画の最後に添付したいのなら、主な項目、3、6、7、8、9、12の各項でSDGsとの関わりで留意する必要があることを書き加えるべきだと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、S D G s の推進について追記します。</p>

51	その他	公共施設を減らすのなら、利用の可能性の見通せない市の体育館などを新設するのはおかしい。また、なぜ、ここに唐突に記述が必要なのか。	令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく当計画の策定から、公共施設等総合管理計画との整合について明記することとなりました。今後の施設のあり方については、公共施設等総合管理計画において、総量規制を図り、集約化及び複合化することで計画的に管理を行ってまいります。
52	その他	今後の達成状況評価については、地域の事業者等の関係者を入れた「評価委員会」を立ち上げ、委員会として評価結果を公表する仕組みにすることを要望します。	目標と計画の達成状況の評価に関することは、新法により新たに追加されました。本市においても、ホームページ等で公表することによって、市民の皆様からのご意見をいただき回答することを当面は考えております。計画の大幅な見直しは議会の議決をいただくとともに、事業の追加など軽微な変更は議会への報告といたします。なお、その結果についてもホームページで公開します。
53	その他	計画期間中の、必要に応じた見直しのルールを明確にしておく必要がある。例えば、見直しの議論の場は、まずは、前述した、評価委員会にするとか。	
54	その他	この計画の期間は多くの自治体は令和7年度までのようです。法律は、時限立法で、令和12年度末ですが、県の発展方針は、令和7年度までの5年間になっています。我が、下関市のこの計画は10年間の計画に相応しい計画なのでしょうか。大変疑問です。先日の説明会における行政の皆さんの様子から、計画の内容を十分理解され、10年間の持続的発展が可能な計画であると確信を持っているようには見えませんでした。10年計画にした理由をお示してください。また、10年計画に相応しく、関係事業者・団体・地域住民と十分な意見交換を行った事実をお示してください。	これまでの2地域の過疎状況を踏まえ、目指すべくまちづくりの方向性として10年間で計画を策定しております。しかしながら、目標の設定については、時勢を捉え反映させるためにも5年間としております。よって、ご指摘のように目標の見直し時に計画の本文等も合わせて修正を考えております。なお、時勢を捉えた各種施策の追加については、毎年度ブラッシュアップを図ってまいります。
55	その他	本指針の構成にて、各章の中に問題点を入れるのではなく、別章で何が問題なのか明確にすべき。そのうえで特別措置法第7条の2-ニイ〜ルの注力すべき項目を方針とするべき。特措法でも全てを方針としなさいとは記載していない。	当該計画は、国の作成要領、他市計画のレイアウトに即し作成しています。

56	その他	<p>全ての事業計画が既存の事業の羅列であったことは先日の「説明会」で明らかになりました。(唯一、川棚温泉再生プロジェクトは新規だと強弁していましたが)計画に相応しい新しい施策等が皆無の、この「計画」は何なのかという疑問は必然のように思いますが。その努力をしていない行政は役割を果たしているのですか。既存の事業の羅列であるこの計画で、持続的発展が可能なことを説明してください。</p>	<p>川棚温泉再生プロジェクトにつきましては、令和3年度に委託したこのプロジェクトの方向性を定める「豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生ビジョン」が、令和4年3月に完成したことを受け、令和4年の6月に計画の概要が定まりました。そして、今後、国、県等との事前協議を済ませた上で、令和5年1月に地方創生推進交付金を活用するために国に認定申請を行い、認定を得た後、令和5年度より初めて事業に着手する予定のものでございます。したがって、本事業は明らかに「新規」に開始するものでございます。本事業は、豊浦地域の再生・発展に資する大変重要な事業でありますので、事業の推進にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
57	その他	<p>豊浦町には5つの地域がある。市の計画は常に川棚温泉を中心に語られるが、このことが町内の分断を生み、協力しようという姿勢をなくさせている。</p>	<p>川棚温泉は、温泉宿、食、観光スポットとして、多くのメディア等でも紹介されており、全国的にも有名であり、豊浦町を代表するエリアと考えております。現在進めております、豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生プロジェクトにおきましても、軸としている地域ではありません。豊浦町5地区にはそれぞれ特色がある様々な観光資源や文化財等が存在していることは承知しておりますが、豊浦町の発展は、川棚温泉エリアの再生を起爆剤として、町全体に広げることが、重要であると考えております。</p>
58	その他	<p>全体として豊浦町に関しては具体性に欠け10年後どういう町にしたいのかわからない。</p>	<p>豊浦地域と川棚温泉エリアにかつての賑わいを取り戻すため、令和2年度以降豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生計画プロジェクト会議で検討を重ね、令和3年度において、10年程度先を見据えた豊浦地域・川棚温泉エリアの目指すべき方向性及び将来像を示すものとして、豊浦地域〔川棚温泉エリア〕再生ビジョンを策定したところです。本ビジョンでは、「穏やかで優しい、豊かな風土を活かした『癒しの小旅行』が可能なまち」を目指し、川棚温泉エリアを中心に様々な事業を展開してその波及効果を豊浦地域全体にもたらすことで地域を活性化させ、まちの賑わいを創出していくこととしております。</p>

59	その他	意見記入用紙に計画書の内容だけに意見を求めるのではなく、その他の意見の欄を設けるべきです。なぜなら、過疎化の中で暮らす一般住民の方が実情を良く知っており、その方たちの情報を集めるべきです。しかし、短い提出期間では幅広い意見を集めることはできないと思います。よくありがちな、情報の一方通行にならないよう住民と一体となって計画を進めていただきたい。	市の計画の策定や施策の推進に当たっては、広く市民の皆さまのご意見をお伺いし、可能な限りその実現に努めていくことが重要であると考えております。パブリックコメントはその手法の一つであり、今後も市民の皆さまが行政に参加しやすい体制づくりに努めてまいります。また、本計画におきましても、今後、時勢に応じた計画の見直し、検討を進めるにあたっては、ホームページ等で目標の達成状況及び計画改定版等を公開し、地域の方々へ周知を図ります。
60	その他	パブリックコメントの在り方について、市民の中でもインターネットを通じてパブリックコメントに触れられる人口は非常に限られる。ごくわずかな場所でしか閲覧できず、期間も限られる形でパブリックコメントを取りましたというアリバイ作りといわれてもしょうがない。本来は総合支所が町民のより多くに見てもらえるように努力すべきだと思うが、それもなかった。例えばバス便が無くて困っているのは高齢の女性。このような方々の声を聴かずに、机上の空論で立てた案は意味がない。	この度の計画の第1次変更案の作成につきましては、豊浦地域が新たに過疎地域に指定されたことから、パブリックコメントの開催前とパブリックコメント実施中に、説明会で豊浦地域がなぜ過疎指定されたのか、過疎計画とは何か、変更案の中の各事業について2回の説明会で説明したところです。今回のパブリックコメントの実施については、通常であれば本庁と豊浦総合支所のところ、加えて豊浦総合支所管内の5支所においても実施いたしました。ご理解を頂きますようお願いいたします。